

令和7年度

南伊豆町立認定こども園入園のご案内



入園申込受付について

申込受付日時

令和6年11月20日（水）
午後1時30分から3時まで

申込受付場所

南伊豆町役場1階 湯けむりホール

当日、お子さんの健康状態等を確認するための面談を行いますので、
入園を希望する児童を同伴してお越しください。

※上記日時にお越しできない場合は、下記期間に役場福祉介護課で
受け付けます。

11月21日（木）～12月4日（水）（土日祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

★お問い合わせ先★

福祉介護課 子育て支援係

〒415-0392 南伊豆町下賀茂315-1

電話 62-6233 FAX 62-2493

e-mail fukukai@town.minamizu.shizuoka.jp

◆認定こども園とは

保育園と幼稚園の機能を合わせ、教育と保育を一体的に行う施設です。

施設	所在地	電話	定員
南伊豆認定こども園	南伊豆町上賀茂277	62-0002	1号認定 45名 2・3号認定 180名

◆3つの認定区分

認定こども園の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

認定区分		必要量	入園対象児	認定の有効期限
1号認定	教育標準 時間認定	・教育標準時間	3歳～5歳児で、 教育を希望する場合	小学校就学前まで
2号認定	満3歳以上 保育認定	・保育標準時間 ・保育短時間	3歳～5歳児で、 「保育の必要な事由」に該当 し、保育を希望する場合	小学校就学前まで
3号認定	満3歳未満 保育認定	・保育標準時間 ・保育短時間	0歳～2歳児で、 「保育の必要な事由」に該当 し、保育を希望する場合	満3歳の誕生日の 前々日まで

※2・3号の認定の有効期限は、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

◆保育の必要量

保育の必要量に応じて次のいずれかに区分されます。

利用区分	利用時間
「保育標準時間」利用	最長11時間（基本保育時間 7:30～18:30）
「保育短時間」利用	最長8時間（基本保育時間 8:15～16:15）

◆クラス別児童の年齢早見表

クラス	生年月日 (この間に生まれた児童が左の年齢別クラスになります。)
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
0歳児	令和6年4月2日～

1 入園できる要件（保育の必要性の認定事由）

◆2号認定・3号認定

南伊豆町に住所を有する0歳児から5歳児までの児童で、保護者が次のいずれかに該当することが必要です。また、認定事由により利用時間が区分されます。

【保育の必要な事由】

認定事由	利用区分	内 容
就労	短時間	1ヶ月あたり64時間以上120時間未満就労している場合
	標準時間	1ヶ月あたり120時間以上就労している場合
妊娠・出産	標準時間	出産予定月の2ヶ月前の初日から出産月の10ヶ月後の末日までの期間で、出産に伴い出生児の兄姉にあたるお子さんの保育ができない場合
疾病・障害	標準時間	治療や療養のため1ヶ月以上の入院療養や自宅療養が必要な疾病又は負傷により保育できない場合 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康手帳の交付を受けているため、お子さんの保育が困難な場合
介護・看護	標準時間	同居の親族（状況を確認し必要と認める場合は別居の親族を含む。）の介護等に1日4時間以上かつ週4日以上あたっているため、保育できない場合
災害復旧	標準時間	火災等による家屋の損傷、その他の災害の復旧にあたる場合
求職活動	短時間	1ヶ月あたり64時間以上の仕事を探す活動を行う場合 （求職活動とは、そのために日中外出することを常態としている場合のことを指します） ※3ヶ月以内に勤務先が決定しない場合は、退園していただくことになります。1年度内3ヶ月が限度です。
就学	短時間	日中、職業訓練校や専門学校等へ通学する場合 （1ヶ月あたり64時間以上120時間未満就学）
	標準時間	（1ヶ月あたり120時間以上就学）
虐待・DV	標準時間	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業	短時間	育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合（育児休業に係る子どもが満1歳に達する日までの期間）

◆1号認定

南伊豆町に住所を有する3歳児から5歳児までの児童で、保護者が「保育の必要な事由」に該当しない場合でも入園できます。

2 保育時間等について

保育年齢・保育時間等は次のとおりです。

区分	1号認定	2号認定	3号認定
保育年齢	令和7年4月1日時点で満3歳に達している児童～小学校就学前の児童 (3歳児～5歳児)	満3歳以上～小学校就学前の児童 (3歳児～5歳児)	入園月の初日に満10ヶ月に達している児童～満3歳未満の児童 (0歳児～2歳児)
保育時間	月～金曜日 8:15～14:00	【短時間】 月～土曜日 8:15～16:15 【標準時間】 月～土曜日 7:30～18:30 ※クラスの活動時間 月～金曜日 9:00～15:30	
休園日	土曜日・日曜日・祝日 夏季・冬季・春季休業	日曜日・祝日 年末年始	
施設使用料 ・保育料 ・授業料	無償化により0円	無償化により0円	町独自の無償化により0円
給食費 (月額)	3,600 円 (主食費 400 円) (副食費 3,200 円) ※世帯年収 360 万円未満の世帯と第3子以降は副食費免除 ※8月と3月は徴収しません。	3,600 円 (主食費 400 円) (副食費 3,200 円) ※世帯年収 360 万円未満の世帯と第3子以降は副食費免除	給食費の徴収はありません

(1) ならし保育について

入園後1週間程度の期間は、環境への順応や集団生活に適應させるため、通常の保育時間より時間を短縮して保育を行う、ならし保育を実施しますので、ご協力をお願いします。

ならし保育期間中は、昼食後、降園となります。

(2) 給食について

全児童に対して完全給食を実施し、それぞれの年齢に合わせて次のような対応をします。

- ・3歳未満児は、午前おやつ、昼食(主食、副食)と午後おやつです。
- ・3歳以上児は、昼食(主食、副食)と午後おやつ(2号のみ)です。
- ・給食献立は、毎月のおたよりでお知らせします。

※食物アレルギー等があるお子さんについては、事前にこども園にご相談ください。

(3) 預かり保育について（1号認定児及び未就園児）

小学校就学前の児童を対象に、保護者が私用や病気などにより一時的に家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりする制度です。1号認定の児童が保育時間終了後や長期休業期間中に利用することもできます。

- ① 実施場所 南伊豆認定こども園
- ② 実施日 開園日
- ③ 保育時間 月～土曜日 午前8時15分～午後6時30分
早朝保育 午前7時30分～午前8時15分
※1号認定開園日のみ、1号認定児を対象に早朝保育を実施します。
- ④ 利用期間 1ヶ月通算で10日以内
※時間保育を利用した場合でも1日として通算します。
※早朝保育の利用については、利用期間は適用しません。
- ⑤ 利用料 利用料は、次のとおりです。なお、預かり保育の無償化の対象となるには、2頁「保育の必要性の認定事由」に該当することが必要です。

区分	1日保育 (8時間以上利用の場合)	時間保育	早朝保育	
			日額	月額
3歳未満児	2,880円/1日	320円/1時間		
3歳以上児	2,250円/1日	250円/1時間	120円	2,400円

※保育時間終了後（14時以降）の利用は、時間保育料を徴収します。

※土曜日や長期休業中は、利用時間に応じて1日保育料または時間保育料を徴収します。

※早朝保育について、年間を通じて週3日以上決まった曜日に早朝保育を利用（通年利用）の場合は、月額を徴収します。

(4) 延長保育について

2、3号認定で「保育短時間」利用に区分された児童が、7時30分～8時15分または16時15分～18時30分の時間を利用する場合は、「延長保育」となります。

現在、町では「保育標準時間」利用と、「保育短時間」利用の施設使用料（保育料）に差を設けていませんので、延長保育料は徴収していません。

3 入園申込について

(1) 育児休業明け・就労内定

育児休業明けの方で、育児休業終了日の前からならし保育を希望する場合、育児休業終了日の前からの入園の申込みをすることができます。また、就労内定の方で、就労予定日の前からならし保育を希望する場合も同じです。

※育児休業終了後の復帰日または就労予定日が4月1日の場合は、その日以前のならし保育はできません。

(2) 0歳児保育

0歳児の受け入れについては、母子・父子世帯や会社等に正規職員（従業員）として勤務している保護者、育児休業終了に伴う復職者の児童を優先して受入れます。

(3) 転入予定の児童

町へ転入予定の児童も申込を受付けますが、入園決定は転入を確認してからとなります。

《申請に必要な書類》

【1号・2号・3号共通】

① 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書

兄弟姉妹がいる場合は、入園を希望するお子さんごとにそれぞれ提出してください。

※令和6年1月1日時点で町内に住所がない方は、その時点における住所地の自治体に所得の照会をしますので、①の申込書に必ずマイナンバーを記載してください。

② 健康状態等調査票

保育する上で注意しなければならないことを把握し、早めに異変を確認するため、お子さんの健康状態をお知らせください。

③ アレルギーチェック・嗜好調査のお願い

園では、給食やおやつを提供します。食物アレルギー疾患がある場合には、必ず医師の指示書等を提出してください。（0歳児のみ様式別）

【2号・3号のみ】

④ 認定要件を確認する書類（父・母それぞれ必要です。）

保育の必要事由に応じ、下記の書類を提出してください。

書類の種類	保育の 必要事由	就労		妊娠 出産後	疾病	心身 障害	看護 介護	就学	求職
		妊 娠 中	育 休 中						
就労証明書※1※2	○		○						○ (就労後)
母子手帳の写し※3		○		○					
診断書※4					○				
障害者手帳等の写し						○			
介護・看護状況申告書							○		
在学証明書と時間割表								○	
求職活動申立書※5									○

※1 会社等に雇用されている方、親族が経営する株式会社・有限会社等の法人に雇用されている方、自営業、農業、漁業等に従事されている方が提出する書類

※2 自営業・農業・漁業等（事業主が本人または家族）に従事されている方は、自営業申立書及び営業許可証や確定申告の写し等、事業内容が確認できる書類も併せて提出が必要

※3 表紙と出産予定日が記載されている箇所を提出。出産後は、出生児の出生日が記載されている箇所を提出

※4 概ね6カ月ごとに医師による診断書の提出が必要

※5 求職により入園された場合は、入園日より3ヶ月以内に就労証明書を提出

同居の親族その他の者についても、必要に応じて保育の必要事由を確認する書類の提出をお願いすることがあります。

○転入予定の児童

南伊豆町へ転入予定の児童の申込先は、現住所地となります。提出する書類も現住所地のものとなりますのでご注意ください。

4 育児休業明け入園予約について（2、3号認定が対象）

育児休業明けの職場復帰のときに入園する施設をあらかじめ予約し、育児休業中の保護者の方が安心して出産・育児に専念することができるよう、育児休業明け入園予約を受け付けます。

◆入園予約できる方

次の①から③のすべての項目に該当する方に限ります。

- ①今年度または来年度出産予定で、その後育児休業を取得する予定であること。
- ②職場復帰時に、入園希望児童について2頁の「入園できる要件」を備えていること。
- ③育児休業取得者が育児休業前の勤務に復職するため、保育を必要とする児童であること。

注 1 育児休業は、育児休業法^{※1}に基づく育児休業であり、育児休業期間は、入園希望児童が1歳に達する日（誕生日の前日）が限度となります。（入園希望児童が1歳に達する日までに復職する場合に、入園予約ができます。）

※1 正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

注 2 退職された方は、対象ではありません。

◆入 園 日

育児休業終了後の復帰日から入園できます。ただし、復帰日前にならし保育を希望する場合は、ならし保育実施の初日（およそ復帰日の1週間前）から入園できます。

◆必要書類

- ① 教育・保育給付認定申請書兼入園申込書
- ② 健康状態等調査票
- ③ アルバチェック・嗜好調査のお願い
- ④ 認定要件を確認する書類（就労証明書）

※5～6頁参照

《出生前の予約申込に必要な書類》

・育児休業明け入園予約申込書

※出生後、上記①～④の書類を提出していただきます。

◆申込受付

11 頁①をご確認ください。

5 入園後について

◆教育・保育給付認定の変更申請

教育・保育給付認定決定後に以下のような変更が生じた場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。

1号認定	2号認定	3号認定
町内で住所を移したとき		
出生や祖父母との同居、婚姻・離婚など、家族構成が変わったとき		
保護者の就労状況等の変更に伴い、1号⇄2号の変更を希望するとき		
-	- 保護者の仕事が変わった時 (勤務先や勤務時間、勤務形態の変更など) - 就職したとき ※就労証明書の提出が必要です	
-	保護者が仕事を辞めた時 ※退職後3ヶ月の求職期間が認められています ※求職活動申立書の提出が必要です	
-	妊娠・出産したとき ※母子健康手帳の写し(表紙と出産予定日(出産日)が記載されている頁)の提出が必要です	

◆認定解除(退園)

こども園をやめる時や、町外へ引っ越すときは、「保育実施解除申請書」の提出が必要です。
なお、3歳児～5歳児の給食費は、日割り計算となります。

◆その他

保育の実施事由の変更の有無にかかわらず、毎年度ごとに継続入園の手続き(現況届の提出)をする必要があるため、年に最低1回は就労状況等の確認を行います。

なお、雇用形態により年度途中に任用の期限、更新等がある方は、新たな期間が決まり次第、就労証明書を提出してください。

6 施設使用料について

令和元年 10 月 1 日から始まった国の制度による幼児教育・保育の無償化、令和6年4月1日から始まった南伊豆町独自の無償化により施設使用料（保育料・授業料）については、次のとおりです。

階層区分		施設使用料（月額）		
		1号認定	2号認定	3号認定
第1階層	生活保護世帯	令和元年 10月1日から 無償化	令和6年4月1日から 南伊豆町独自の 制度により無償化	
第2階層	町民税非課税世帯			
第3階層	町民税均等割課税世帯			
第4階層	町民税所得割 5,000 円未満			
第5階層	町民税所得割 23,500 円未満			
第6階層	町民税所得割 48,600 円未満			
第7階層	町民税所得割 76,500 円未満			
第8階層	町民税所得割 115,500 円未満			
第9階層	町民税所得割 160,000 円未満			
第10階層	町民税所得割 188,000 円未満			
第11階層	町民税所得割 261,000 円未満			
第12階層	町民税所得割 261,000 円以上			

◆無償化の対象者

- ・0歳児～5歳児クラスの全園児

【参考】国の基準（3号認定）

階層区分	推定年収	3号認定	
		保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	—	0円	0円
町民税非課税世帯	～260万円	0円	0円
所得割課税世帯 48,600 円未満	～330万円	19,500円	19,300円
所得割課税世帯 97,000 円未満	～470万円	30,000円	29,600円
所得割課税世帯 169,000 円未満	～640万円	44,500円	43,900円
所得割課税世帯 301,000 円未満	～930万円	61,000円	60,100円
所得割課税世帯 397,000 円未満	～1,130万円	80,000円	78,800円
所得割課税世帯 397,000 円以上	1,130万円～	104,000円	102,400円

◆給食費（副食費の免除）の決定について

給食費（副食費の免除）の切り替え時期は、毎年9月となります。

4月から8月分までは前年度分、9月から3月までは当年度の町民税額により給食費を決定します。

なお給食費の徴収をするのは3歳児～5歳児で、0歳児～2歳児の徴収はありません。

◆給食費の納入について

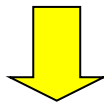
給食費の納入期限は、各月の末日（土・日・祝日の場合は、その翌日）になります。

納入は各金融機関での口座振替によるお支払いです。残高不足などで引き落としができなかった場合は、納付書を発行しますので銀行窓口又は役場会計室にてお支払いください。

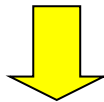
新入園児（3歳以上児）の家庭の口座の登録については、1月の入園承諾証の送付時に登録用紙を同封しますので、早めに手続きを済ませてください。

7 入園までの流れ

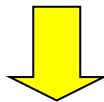
① 認定申請・入園申込受付 11月20日～12月4日 (土日祝日を除く)	認定申請と入園申込みは同時に行います。 <u>11月20日(水) 13:30～15:00</u> <u>南伊豆町役場1階 湯けむりホール</u> ※受付後、お子さんの面談を行います。 <u>11月21日(木)～12月4日(水) 8:30～17:15</u> <u>南伊豆町役場 福祉介護課</u> ※後日、認定こども園でお子さんの面談を行います。
---	--



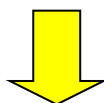
②書類審査 11月～1月	保育の必要性の審査を行います。 次年度4月の利用に向けた認定事務が集中し審査に時間を要することから、 提出期限内の申請については、審査結果は1月にお知らせします。 ※書類に不備や疑義があった場合は、電話などで確認することがあります。
-------------------------	--



② 認定証・入園承諾書の 送付 1月	認定証と入園承諾書をご自宅へ郵送します。 認定証は大切に保管してください。就労状況などに変更があった場合は、 返却していただくことがあります。
-----------------------------------	--



③ 入園説明会 1月 30日(木)	入園の決定後、こども園にて入園説明会を行います。 入園までに準備するものや、入園後の詳細を説明します。
------------------------------	---



④ 施設使用料・給食費決定 4月	給食費の決定通知を送付します。
-----------------------------	------------------------

